久喜市告示第４０９号

久喜市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に係る要綱を次のとおり公布する。

令和８年１１月４日

久喜市長　　貴　志　信　智

別紙のとおり

久喜市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に係る要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号。以下「省令」という。）第２７条の１７の規定により高額療養費の支給申請に係る手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　月間の高額療養費　国民健康保険法施行令（昭和３３年政令３６２号。次号及び次条において「施行令」という。）第２９条の２に規定する高額療養費をいう。

（２）　年間の高額療養費　施行令第２９条の２の２に規定する高額療養費をいう。

（対象者）

第３条　手続の簡素化の申請をすることができる者（以下「対象者」という。）は、市に住所を有する国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）に規定する世帯主であって、国民健康保険税を滞納していないものとする。ただし、年間の高額療養費の対象者にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）　計算期間（施行令第２９条の２の２第１項各号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において国民健康保険の保険者が市であること。

（２）　計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握することができること。

（３）　市から月間の高額療養費について、手続の簡素化を受けていること。

（申出）

第４条　対象者は、手続の簡素化を受けようとするときは、国民健康保険高額療

養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書（別記様式。以下「申出書兼同意書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申出書兼同意書の提出があったときは、当該申出書兼同意書の提出のあった月以降にかかる月間の高額療養費又は年間の高額療養費の手続の簡素化をすることができる。

３　第１項の規定により申出書兼同意書を提出した対象者（次条において「申出者」という。）は、当該申出書兼同意書の内容に変更があったときは、変更内容を記載した申出書兼同意書を市長に提出しなければならない。

（解除）

第５条　市長は、申出者から前条第３項の規定により手続の簡素化を解除する旨の申出があったときは、当該手続の簡素化を解除するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、手続の簡素化を解除することができるものとする。

（１）　世帯主に異動があり、対象者の要件を満たさなくなったとき。

（２）　指定する金融機関の口座への高額療養費の振込みができなくなったとき。

（３）　国民健康保険税に滞納があることが判明したとき。

（４）　申請の内容に偽りその他不正があったとき。

（５）　高額療養費にかかる療養について、その他の制度により医療費の助成を受けていることが判明したとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、手続の簡素化に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第４条関係）

国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書

久喜市長　　あて

手続の簡素化について、下記の事項に同意の上、下記のとおり申出いたします。

世帯主	記号番号		申請日	年　月　日
	氏　名		生年月日	年　月　日
	郵便番号	―	電話番号	―　―
	住　所			
申請内容		開始　・　解除　・　振込口座変更		
一部負担金の支払		支払済　・　未払		

簡素化開始にあたっての同意事項（簡素化開始時のみ）

- この申出以降に発生した高額療養費については、久喜市の国民健康保険の資格を喪失するまでの間、下記口座に振り込むこと。ただし、これより前の高額療養費（既に支給申請書を送付しているもの）については、従前どおり支給申請が必要であること。
- 久喜市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に係る要綱第５条第２項の各号のいずれかに該当するときは簡素化を解除すること。
- 久喜市が高額療養費の支給事務に必要な医療費等の情報について、医療機関に照会すること。
- 久喜市の国民健康保険に関する他の給付が発生し、新たな振込先口座を指定した場合には、高額療養費についても、新たに指定した口座が振込先となること。
- 申請書に公金受取口座を利用するとチェックし、申請書や同意書に記入した振込先口座と公金受取口座が異なる場合には、公金受取口座に振り込みをすること。

振込先	金融機関	銀行 信用金庫 農協							店舗	本店 支店	種別	普通 当座
	口座番号								口座名義人カナ			

※世帯主以外の口座に振り込む場合は、下の委任欄に御記入ください。

委任欄	なお、本件の受領に関する行為（口座振込先）を下記の者に委任します。 委任者 （世　帯　主）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ 受任者 （口座名義人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ 世帯主との関係（　　）